

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・
伝達制度に関する検討会報告書

令和5年3月28日

法務省矯正局

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する検討会 報告書

目 次

はじめに

1 検討会の概要

2 検討会における議論・検討のまとめ

- (1) 制度全般
- (2) 制度の周知方法
- (3) 被害者等の心情等の聴取
- (4) 聴取した心情等の矯正処遇等への生かし方等
- (5) 聴取した心情等の伝達
- (6) 被害者等への伝達結果の通知
- (7) 制度に関わる職員について
- (8) 職員育成の在り方等
- (9) 更生保護官署との連携

3 参考

- (1) 検討会開催実績
- (2) 委員名簿

おわりに

はじめに

令和2年10月、法制審議会から、罪を犯した18歳及び19歳の者の刑事司法制度上の取扱い及び犯罪者処遇を一層充実させるための法整備等の在り方についての答申が出された。

同答申において、再犯防止対策の観点から、その整備及び実施が推進されるべき制度の一つとして「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度（以下「本制度」という。）」が掲げられたことを受け、令和4年6月、第208回国会（通常国会）において、本制度の新設が盛り込まれた「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、公布されたところである。

本制度は、刑事施設又は少年院において、申出のあった被害者等からその心情等を聴取し、矯正処遇・矯正教育に生かすほか、被害者等が希望した場合には、被害者等の心情等を受刑者又は少年院在院者（以下「受刑者等」という。）に伝達するものである。制度の運用に当たっては、被害者等の心情等に十分配慮するとともに、受刑者等の改善更生に資するなど実効性のあるものとするために検討の必要性があると考えた。

そこで、「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する検討会」を立ち上げ、犯罪被害者御遺族や有識者等を委員として招へいし、全4回の検討会を通して、矯正施設における本制度の運用の在り方について議論・検討を重ねた。

本報告書は、同検討会でなされた議論・検討の内容について取りまとめを行ったものである。

1 検討会の概要

本検討会では、第1回において、矯正施設における本制度に関する検討状況について法務省矯正局から説明し、更生保護における心情等伝達制度を中心に、被害者等施策について法務省保護局から説明があった後、ゲストスピーカー（被害者御遺族及び被害者御本人）から御発言いただき、意見交換等を行った。

第2回においては、本制度の運用上検討すべき事項などについて法務省矯正局から説明した後、保護観察所で心情等伝達制度に関わっている職員から、更生保護官署における現状について説明があり、被害者等への対応に関する論点を中心に意見交換等を行った。

第3回においては、ゲストスピーカー（被害者御遺族）から御発言いただき、次に、法務省矯正局、刑事施設及び少年院の職員から、被害者等の心情等を認識させ、誠意を持った対応をとらせるために実施している「被害者の視点を取り入れた教育」の現状をそれぞれ説明した後、受刑者等への心情等の伝達の在り方及び処遇への生かし方に関する論点を中心に意見交換等を行った。

第4回においては、これまでの議論等を踏まえて法務省矯正局において検討した運用の概要を説明し、総括的な意見交換等を行った。

2 検討会における議論・検討のまとめ

検討会における議論・検討の概要は以下のとおりであり、本制度を運用するに当たって留意すべきことなどについて意見が示された。

(1) 制度全般

【主な意見等】

- ・ 対象となる犯罪名を限定する規定を設けるのではなく、運用の中で対応することが望ましい。
- ・ 被害者等と加害者のいずれの立場も考慮して運用していく必要がある。
- ・ 少年院における運用上、収容期間の短さや逆境体験による心身の状態などを考慮する必要がある。

(意見の詳細等)

- 対象とする犯罪について、規定上、対象罪名を絞るのは適当ではなく、具体的な対象範囲等については、運用の中で対応すべきである。
- 心情等を聴取しない場合や、受刑者等に心情等を伝達しない場合の考え方や基準について検討する必要がある。
- 本制度は、被害者等の心情等を聴取し、矯正処遇や矯正教育に生かすことが目的の一つであり、その中で、被害者等が受刑者等に伝達してほしいと考えることをしかるべき時期に伝達するというものである。伝達のためだけの制度ではないということを前提に本制度の運用を考えなければならない。
- 受刑者等の収容期間が短い場合の運用について検討する必要がある。
- 被害者等が受刑者等の改善更生のための「踏み台」になってしまう制度にしないよう、被害者等への二次被害がないよう十分に配慮することが必要である。
- 申出書等に加害者の氏名を記入すること等による心理的負担に対する配慮を求める方もいる。
- 「被害者支援員」等の名称を用いることで、本制度の重要な目的の一つとして被害者支援があることを認識できると思われるので、(部署や役職の) 必要な名称変更等を行ってほしい。
- 本制度の運用上、電話での対応を可能にするとともに、被害者等の様々な相談に乗り、本制度の説明等を行うホットラインや相談室などを作り、広報を行うことが有効である。
- 本制度を利用する被害者等の個人情報の取扱いに配慮することが必要である。
- 本制度を通して、被害者等の心理的苦痛や生活の困難等の現実を加害者に知ってもらいたい。
- 被害者側へのサポートに加えて、受刑者の更生のためのサポートを行うなど、被害者等と受刑者等の中間的、中立的な立場の職員を関与させ

ることも検討していただきたい。

- 更生保護における心情等伝達制度においてうまくいったケースと苦勞したケースは、矯正において本制度を検討する際の参考になる。
- 少年の場合は、可塑性があるということが処遇の在り方の大きな根拠となっているところ、可塑性があるということは、本制度によって被害者等の心情回復が図られることに加えて、少年の更生の効果も大きいということが期待できる。少年の収容期間は短い、可能な限り早い段階で制度を実施していただきたい。
- 少年院において本制度を実施する上で難しいところは、成人に比べて少年には可塑性が認められる一方で、心情面は不安定に陥りやすいという部分もあると思われる。
- 少年の中には、逆境体験として、過去に虐待やいじめ等の過酷なトラウマ体験をしている場合が少なからずあり、精神的に脆弱な状態にある人もいるので、少年の心の傷にも配慮をした処遇を行いながらも、更生のためには、自らがした犯罪等から目を背けることがないようにすることも重要である。

(2) 制度の周知方法

【主な意見等】

- ・ 本制度の周知に当たっては、被害者支援団体等の協力も必要である。
- ・ できる限り早い段階で制度の周知が図られるべきである一方で、被害者等は、事件直後に本制度に触れる心情にならない場合もあるため、周知時期や方法については慎重な検討を要する。
- ・ 本制度の仕組みのみならず、その趣旨や被害者等の個人情報に対する配慮についても丁寧に周知することが望ましい。

(意見の詳細等)

- 国によるパンフレットの配布等による周知だけでなく、全都道府県にある被害者支援団体等にも周知への協力を依頼すれば、被害者等が同団体等へ相談しながら本制度を利用することができるため、受け入れられやすい。
- 事件直後の被害者等は、本制度を知る気持ちにはならないこともあるため、時期が来たら本制度を利用することができるようにするべきである。
- 被害者等が早い段階で接することが多い警察を通じての周知や、加害者の処遇状況等に関する通知の際に本制度の説明資料を入れることなども検討するべきである。
- 被害当事者の会などの活動の機会に法務省職員が赴いて説明を行うことが本制度の周知に有効である。
- 単に聴取した心情等を受刑者等に伝達する制度であるということだけでなく、受刑者等を処遇する上で聴取した心情等を考慮すること、ま

た、本制度の利用により望まない形で被害者等の個人情報伝わる心配はないことなどを説明した上で、受刑者等への伝達も可能である旨を説明することが望ましい。

(3) 被害者等の心情等の聴取

【主な意見等】

- ・ 矯正施設以外にも被害者等にとって利便性の高い場所を聴取場所として選択できることが望ましい。
- ・ 聴取時期について、受刑者等に対する処遇状況等の状況に制約される必要はなく、被害者等の意向等に基づいて運用させることが望ましい。
- ・ 時間や回数をかけて、被害者等の心情等を丁寧に聴取するとともに、二次被害がないように配慮する。

(意見の詳細等)

ア 聴取する内容

- 裁判で認定された犯罪事実に限定せずに被害者等の声を聴取する制度としていただきたい。
- 本制度は刑事裁判とは目的が異なることから、有罪と認定された事実に基づき聴取できる内容に制限を設けることは、被害者支援の観点からも適切ではなく、法制度上もそのようにはなっていないと考える。

イ 聴取するに当たり望ましい環境

- 聴取場所は必ずしも加害者の収容施設に限らず、被害者等にとって利便性の高い場所（少年鑑別所、被害者支援団体、被害者支援の担当窓口を有する地方公共団体、地方検察庁、保護観察所等）へ矯正施設の職員が赴くことができるようにするなど柔軟な対応を検討いただきたい。
- オンラインによる聴取等は対面に比べると難しいと考えるので、オンラインの導入を検討するとしても、対面による対応でノウハウを積んでからが良い。
- 被害者等が本制度を十分に理解した上で安心して利用できることが必要であり、被害者支援団体の職員等の同席については、被害者等の希望があれば可能としていただきたい。
- 矯正管区や矯正施設の聴取場所については、例えば、絨毯を敷く、花や絵画を用意するなど、被害者等が落ち着いて話ができるような環境の整備をしていただきたい。

ウ 聴取する場合の留意事項

- 心情等の聴取時は、被害者等と聴取担当職員が話をしながら内容をまとめていくという過程を経ることにより、被害者等に良い影響があると思われるため、聴取の過程が重要である。
- 被害者等から心情等を聴取するに当たっては、被害者側が、受刑者の矯正処遇等に利用されているという気持ちにならないよう、

配慮する必要がある。

- 例えば、被害者等がDVの加害者である場合など、被害者等（DV加害者）が「許すから連絡ほしい。」といった心情等を受刑者等に伝達することにより、DVによる再被害のリスクが想定される。
- 聴取の時期などについて、受刑者等に対する矯正処遇等の状況に制約される必要はなく、受刑者等に心情等を伝えたい、伝達結果を知りたいなどの被害者等のニーズに基づいて制度を運用させることが望ましい。

エ 聴取する頻度や回数

- 被害者等が十分に気持ちを伝えられるように、聴取には時間や回数をかけて、二次被害がないよう丁寧に行うべきである。
- 聴取する回数を制限しないということについては、受刑者等への伝達結果の通知後の聴取も制限しないという意味と、聴取内容を確定するまでの聴取回数を制限しないという意義があり得る。

(4) 聴取した心情等の矯正処遇等への生かし方等

【主な意見等】

- ・ 本制度は、矯正処遇等における教育の一環として位置付ける視点が必要である。
- ・ 受刑者等が被害者等の心情等を受け入れることができるよう、早期から被害者等に関する教育等を実施したり、心情等の伝達を受けた受刑者等の受け止めや理解をサポートする体制を整備したりする必要がある。

(意見の詳細等)

- 本制度は、被害者等の心情等を踏まえた処遇の一環として位置付けられており、被害者等の心情等を直視して反省・悔悟の情を深めるという効果を上げることが重要であるため、聴取した心情等をどのように矯正処遇、矯正教育等に生かすかという視点で制度設計をする必要がある。
- 本制度が、受刑者の内省の深まりや更生につながるという効果も期待するものであることを考えると、しよく罪に関する教育の一環としての位置付けが必要であり、受刑者が被害者等の心情等を受け入れることができるよう、刑執行開始後の比較的早期から被害者等に関する教育等を実施し、それを継続していくことが望ましい。
- 心情等の伝達により、受刑者等の反省・悔悟の情を効果的に深めさせるためには、心情等の伝達の際に、受刑者等の受け止めや理解をサポートしていくような体制が必要である。
- 心理の専門職を担当者として、受刑者等の内省の深まりに関する実証的データを蓄積するなど、効果検証や研究を行う場をモデル事業として設け、その結果を踏まえて制度を運用、充実させていくことを検討してほしい。

- 受刑者等に対する教育と本制度の目的は必ずしも矛盾するものではなく、心情等を伝達することで、受刑者等が被害者等の心情等に対する理解を深めることも期待できるため、受刑者等への働き掛けのタイミングや指導内容を含めた一連の制度として、きめ細かに運用していく必要がある。
- 被害者等の心情等の矯正処遇等への活用にあたっては、被害者等が本制度を利用したか否かによって、受刑者等の処遇に不公平などが生じない程度に、個別かつ具体的に行うことが望ましい。
- 精神医学や心理学の分野で広まりつつある「オープンダイアログ」という手法が参考になると思われる。被害者等が直接参加して行うのは難しいと考えるため、心情等を聴取した職員が被害者等の気持ちを代弁するような立場で参加し、受刑者等も参加している他者の話を聞きながら開かれた形で自分のこれからについて考えるという方法もある。
- 満期釈放の場合は、釈放前の指導が国として関わる最後のチャンスということもあり、聴取した心情等を釈放前の指導に活用することが非常に重要である。聴取した心情等を踏まえた指導あるいは被害者の視点を取り入れた教育なども含めた総仕上げ的な指導ができないか。

(5) 聴取した心情等の伝達

【主な意見等】

- ・ 心情等を受刑者等に伝達する職員は、被害者等の事情を把握していることが望ましい。
- ・ 加害者が少年の場合は保護者・家族の関与の在り方について検討する必要がある。

(意見の詳細等)

ア 受刑者等の改善更生の進捗状況に応じた伝達の在り方

- 心情等を受刑者等に伝達する職員は、被害者等の事情を把握していることが望ましい。
- 加害者（受刑者等）も過去の養育環境において虐待等の被害を受けたことがある側面を持つ場合があるところ、まずは、自身の被害体験等について整理する必要がある場合も少なくなく、それができた時に初めて自身の加害の問題に向き合うことが可能となると思われるため、加害者自身の話を聞くことも大事である。

イ 伝達方法

- 加害者が少年の場合、保護者・家族の関わり方についても考える必要がある。
- 心情等の伝達についても、回数の限定はせず、柔軟に運用できるようにすべきである。

(6) 被害者等への伝達結果の通知

【主な意見等】

- ・ 被害者等の置かれた状況等に応じて通知内容等について慎重に検討する必要がある。
- ・ 心情等を伝達した時の受刑者等の反応が望ましいものではなかった場合、被害者等へその旨を伝えた上で通知の希望の有無を確認する。

(意見の詳細等)

- 被害者等の置かれた状況や時期に応じて、伝達結果として通知する内容等を慎重に検討する必要がある。
- 心情等の伝達時の受刑者等の反応が被害者等の期待していたものではないことをもって被害者等にその様子を伝えないという判断をするのではなく、被害者等には、受刑者等の反応が必ずしも望ましいものとは限らない旨を伝えた上で、伝達結果通知の希望の有無を確認するという判断もある。
- 時間の経過によって受刑者等の（被害者等の心情等に対する）受け止めも変わってくることもあるので、受刑者等への伝達や被害者等への通知等のタイミングを固定化させず、時間が経過してからの受刑者等の態度の変化を被害者等へ通知することも検討してほしい。

(7) 制度に関わる職員について

【主な意見等】

- ・ 聴取する職員について、受刑者等の処遇に関わっている職員の方がよい。
- ・ 聴取する職員について、受刑者等の処遇に直接関わっていない職員がよい。
- ・ 必要に応じて処遇を担当する職員が聴取や伝達等の場に立ち会えるようにするなど柔軟な制度設計が求められる。
- ・ 聴取と伝達等の施設が異なる場合の対応や職員体制の在り方などについて検討を要する。

(意見の詳細等)

- 被害者等に対し、事務的な連絡等だけでなく、精神的なサポートをすることも必要である。
- 被害者等の心情等を受刑者等に適切に伝えるため、心情等の聴取及び伝達は、受刑者等の処遇に直接関わっている職員の方がよいという意見がある一方、客観性を保つため、受刑者等の処遇に直接関わっていない職員がよいという意見がある。
- 被害者等の心情等の聴取は、被害者等の担当職員が行うべきであるが、被害者等の希望に応じて、受刑者等の処遇を担当する職員も聴取に関わ

れるようにするなど、柔軟な制度の運用ができるとうい。

- 聴取職員と伝達職員が異なる場合は、例えば、聴取時に伝達職員が同席するなど、それぞれが被害者等の事情を把握できるようにするべきである。
- 被害者等の心情等を聴取した職員も、受刑者等への心情等の伝達等に関わることが望ましいが、異動や出張による不在などの事情も考慮して制度設計するべきである。
- 矯正管区及び矯正施設において、被害者等の支援や対応に特化した職員を配置し、担当する職員には専門的な知識等を身に付けさせるための研修等を行うとともに、矯正管区の職員や既に相応のスキルのある専門職等がサポートする体制が必要であるとする。
- 聴取する施設と伝達等をする施設が異なっていることが多いと思われるため、その場合には、オンラインにより、受刑者等に伝達する予定の職員が聴取時に立ち会ったり、聴取した職員が伝達時にも立ち会ったりすることができるようにしてはどうか。

(8) 職員育成の在り方等

【主な意見等】

- ・ 本制度を担当する職員だけでなく、矯正施設全体で研修を受ける体制を構築する必要がある。
- ・ 実際に被害者等の対応をしている現場での実務研修や被害者等の対応に携わっている人による講義などが有効である。
- ・ 心情等の聴取における記録作成のスキルが必要である。

(意見の詳細等)

- 窓口で被害者等の対応をする職員が本制度を熟知していないと、被害者等に負担をかけるおそれがあるので、窓口で対応する職員への制度の周知等が重要である。
- 本制度を担当する職員だけでなく、聴取方法のトレーニングなどを含めて、施設全体で研修を受けるなどのしっかりした研修制度を構築する必要がある。
- 担当職員に対する研修には、実践的な要素を盛り込んだり、被害者等の話を聞いたりすることが有効である。
- 直接対応する職員の態度によって、被害者が本制度を利用しづらくならないように注意する必要がある。
- 被害者等の個人情報への取扱いに配慮することについて、研修等を通して職員に認識してもらう必要がある。
- 例えば、他省庁で行っているように3泊4日程度の期間を設けるなどして充実した内容の研修を実施すれば、矯正施設の担当者がより対応しやすくなると思われる。

- 心情等の聴取・伝達等のスキルの向上を図る上で一番学習効果があるのが、現場でスキルのある人の対応を見ることなどができるオン・ザ・ジョブ・トレーニング(OJT)であると思われるので、取り入れてほしい。例えば、被害者支援センターなどでOJTを受けるのも有効であると思われる。
- 心情等の聴取の記録作成がポイントであると思われ、この点については、被害者支援に特化している弁護士や被害者等から話を聴く機会が多い家庭裁判所調査官による講義を研修に取り入れるのもよいと思われる。

(9) 更生保護官署との連携

【主な意見等】

- ・ 仮釈放等を見据え、矯正施設と更生保護官署との連携が必要である。

(意見の詳細等)

- 仮釈放等となった場合、更生保護官署に対応等をつなげていく必要があるため、心情等の聴取、伝達の場面において、矯正、保護、更生に関わる人たちとの連携や協力が重要である。
- 仮釈放や仮退院などにも関わることであるため、矯正施設における心情等の聴取・伝達制度に関する事項を更生保護官署に適切に引き継ぐなど、矯正施設における心情等の聴取や伝達の状況等について、受刑・在院中から更生保護官署の職員も共有できる運用にした方がよい。

3 参考

(1) 検討会開催実績

ア 第1回

- 日時 令和4年6月21日(火) 午前9時45分から午後零時まで
場所 法務省
議題 1 矯正局長挨拶
2 矯正局における検討状況等
3 保護局における運用状況
4 ゲストスピーカーからのヒアリング
5 質疑応答・意見交換

イ 第2回

- 日時 令和4年8月2日(火) 午前10時から午後零時まで
場所 法務省
議題 1 矯正局における検討事項等に関する説明
2 保護局及び保護観察所の説明
3 質疑応答・意見交換

ウ 第3回

- 日時 令和4年10月7日(金) 午後2時から午後4時まで
場所 法務省
議題 1 矯正局における検討事項等に関する説明
2 ゲストスピーカーからのヒアリング
3 成人矯正課及び少年矯正課の説明
4 千葉刑務所及び多摩少年院の説明
5 質疑応答・意見交換

エ 第4回

- 日時 令和4年12月12日(月) 午前10時から午後零時まで
場所 法務省
議題 1 矯正局における検討状況等
2 質疑応答・意見交換

(2) 委員名簿(50音順・敬称略・検討会開催時)

- 太田 達也(慶應義塾大学教授)
鴨下 智法(NPO法人対話の会副理事長)
齋藤 実(琉球大学教授)
椎橋 隆幸(公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事長)
中島 聡美(武蔵野大学教授)
中土 美砂(特定非営利活動法人いのちのミュージアム理事)

おわりに

本制度は、被害者等の心情等に十分に配慮するとともに、受刑者等の改善更生等に資するなど実効性のあるものとする必要があるところ、具体的な運用を検討する上では、本検討会の中でも指摘されたとおり、被害者等の置かれた状況はもとより、加害者の状況についても考慮する必要があることは多言を要しない。

例えば、聴取の実施に当たっては被害者等が心情等を話しやすい環境を整えることが相当であり、本検討会では、聴取を行う場所・方法等の在り方や聴取職員の在り方について、制度を利用する被害者等の視点からの具体的かつ実務的な意見が多数示されている。

一方、加害者の状況を考慮する観点からも、伝達の時期の考え方や、伝達された心情等の理解をサポートする体制の必要性、加害者の過去の逆境体験等の考慮等について意見が示されたほか、少年院在院者特有の課題として保護者の関与の在り方などの点が指摘された。

このほか、本検討会では、職員研修や制度の周知の在り方についての意見も示されている。

職員研修の在り方については、これまで矯正職員において被害者等に接する機会が少なかったこと、また、心情等の聴取書面の作成等において新たなスキルが必要となること等を踏まえ、具体的な研修内容等についての言及がなされた。

制度の周知の在り方についても、事件直後の被害者等の置かれた状況等を踏まえ、制度内容等を被害者等へお知らせする時期や方法等について、より広く被害者等の利用につなげていくための具体的な提案もなされている。

本検討会での議論を踏まえた制度運用の方向性は添付のとおりであり、本資料をもって本検討会を総括することとするが、本制度を適切に運用するため、矯正局、矯正管区、矯正施設が一丸となって、更なる検討や所要の準備に努めていく。